

督促未発付分確定延滞金徴収等事務処理要領

(趣旨)

第1条 通常、延滞金は、確定した月の翌々月に納付書が自動出力されるが、督促状発付前の本税の完納によって確定した延滞金や徴収猶予期間中に督促状が未発付となり、その後本税の完納によって確定した延滞金（以下「督促未発付分確定延滞金」という。）は、納付書の自動出力がなされない。また、督促未発付分確定延滞金は、督促がなされていないため、滞納処分を行うことができない。このような不都合を解消するため、この要領は、督促未発付分確定延滞金の徴収及び督促事務の処理方法に関し必要な事項を定めたものである。

(督促未発付分確定延滞金の徴収及び督促)

第2条 督促未発付分確定延滞金が発生した場合、発生した月の翌々月の頭に「督促未発付分確定延滞金一覧表」（以下「リスト」という。）を納税管理課が出力し、東西納税第一課及び東西納税第二課（以下、「納税第一課及び納税第二課」という。）に配付する。

2 前条のとおり、督促未発付分確定延滞金は、納付書の自動出力がされないため、納税第一課及び納税第二課は、リストが配付された場合は、債権により、次の各号のとおり処理をする。

(1) 市税

本来であれば、直ちに督促を行う必要があるが、額が高額ではないため、早期に対応すれば、督促を行うまでもなく納付書の送付で完納される可能性が極めて高いことから、まずは納付書を出力して別記様式「延滞金の納付について」を添付し、課長決裁を経た後、送付する。

納付書を送付し、指定した納期限から1か月を経過しても納付を確認することができない場合は、統一滞納管理システムより督促状を作成し、課長決裁を経た後、督促を行う。

(2) 公課（料金）

公課（料金）は、督促状を発付しなければ延滞金を徴収する事が出来ない（地方自治法第231条の3第2項）規定があるため、公課の所管課に督促状の発付を依頼する。

納税第一課及び納税第二課は、督促状の発付を確認してから納付書を出力して別記様式「延滞金の納付について」を添付し、課長決裁を経た後、送付する。

ただし、公課の所管課が督促状を発付する際、督促未発付分確定延滞金の納期限を定めて納付書を同封している場合は、納税第一課及び納税第二課から納付書及び別記様式「延滞金の納付について」は送付しない。

3 前条各号のとおり納付書等を送付した場合は、統一滞納管理システムの交渉記事に、書類の名称（対象の債権、税目、期別、金額及び納期限を含む。）、発送年月日、あて名及びあて先を入力し、発送の記録をする。

附 則

この要領は、平成20年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

別記様式

年 月 日

延滞金の納付について

日ごろより、市税の納付にご理解をいただきありがとうございます。

納付していただきました本税(本料)については、納期限を過ぎての納付であったため、法令の規定に基づき延滞金を納付していただきます。

つきましては、同封の納付書により 年 月 日 まで に納付していただきますようお願いいたします。

納付場所・納付方法については、同封の納付書をご覧ください。

延滞金の算出方法

延滞金の年率	期 間					
	○年1月1日から ○年12月31日まで	○年1月1日から ○年12月31日まで	○年1月1日から ○年12月31日まで	○年1月1日から ○年12月31日まで	○年1月1日から ○年12月31日まで	○年1月1日から ○年12月31日まで
納期限の翌日から1か月間	○%	○%	○%	○%	○%	○%
その後納付の日まで	○%	○%	○%	○%	○%	○%

※年率は、閏年の日を含む期間についても365日として計算します。

※表中の期間以外の延滞金の年率については、同封の納付書記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
また、本市のホームページよりご確認ください(『千葉市 延滞金』で検索)。

延滞金計算時における端数金額の取扱い

計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てます。
また、計算した延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
なお、計算の基礎となる税額が2,000円未満のときは、延滞金がかかりません。

※法人市民税・事業所税・市たばこ税については、「納期限」を「申告納付期限」に読みかえてください。